

米国経済：トランプ政権の追加関税政策で金融市場に動揺走る

- 追加関税政策を巡り、金融市場乱高下(図1)
- カナダ・メキシコ・中国に追加関税も、その後、発動を延期。
- 移民や薬物対策の協力を引き出すことが米政権の目的か。

■ 宣言通り追加関税を発動

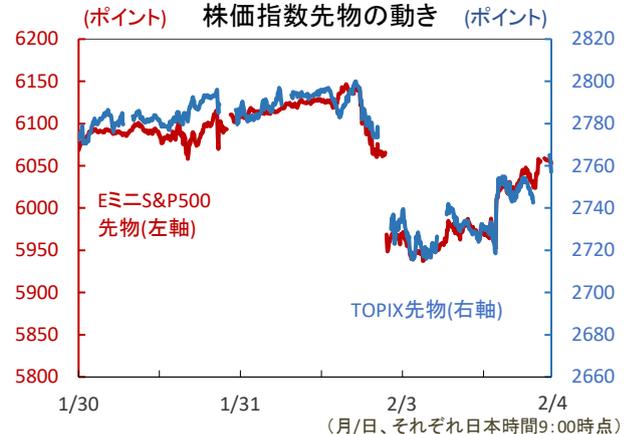
関税政策が早くも金融市場を揺るがしています。速やかな追加関税発動の報道を受け、週明けの株式市場はグローバルに急落。その後、米・カナダ・メキシコの電話会談で関税発動の実施時期の後ずれが発表されると為替や株式市場は反発し、乱高下の様相となりました(図1)。関税の方針はトランプ大統領の就任直後に示唆されるも、各国間の交渉で関税の導入先送りや内容が小粒になるとの見方が市場参加者の大半であり、トランプ大統領の有言実行の姿勢に、金融市場は動揺を見せています。

トランプ大統領は2月1日にカナダ(一部製品を除く)とメキシコに25%、中国に10%の追加関税を課す大統領令を発令、2月4日から適用するとしてしました(図2)。今回の関税発動は国際緊急経済権限法(IEEPA)と呼ばれる根拠法に基づいており、議会を経ずに大統領権限で早期の発令となりました。トランプ大統領は関税発動の理由に不法移民や違法に製造された薬物(フェンタニル等)の流入を挙げ、関税対象国にこれらの問題への対応を強固に迫る目的があります。トランプ政権は1月下旬にコロンビアに対しても大規模な追加関税の発動を発表し、同国からの不法入国者の送還受け入れを迫り、コロンビアが受け入れに合意したことで関税発動を撤回した経緯があります。トランプ大統領は関税政策を相手国との国際交渉を有利に進めるための武器としている模様です。

■ 関税は短期決戦で実績作りが目的、長期化は経済成長下押しを招く恐れ

関税政策を適用した場合、関税による輸入コストの上昇分は米国民に転嫁され得ることに加え、相手国が報復関税を導入すれば米輸出企業に大きな足かせとなることは必至で、経済的合理性に欠けていることは明らかです。トランプ政権も追加関税が長引くことにより国民感情が悪化することは避けるべく短期決戦を意識していると予想します。実際、今回の関税政策が実行されれば、2025年末のインフレ率を前年比ベースで0.5%程度押し上げると見込まれますが、インフレの再加速よりも値上がりによる売上数量の低下などから個人消費の減速が懸念されます。関税政策がエスカレートせず、早期に解決に向かうか報道を注視する展開が続きます。(清水)

【図1】 関税発動を巡り株価は乱高下



【図2】 移民や薬物問題への協力を取り付ける狙いか

米国 カナダ・メキシコ・中国への関税政策

根拠法	国際緊急経済権限法(IEEPA)	
関税の目的	カナダ・メキシコ・中国からの不法移民とフェンタニルをはじめとする違法に製造された麻薬性鎮痛薬の流入を阻止する。	
適用日	米国東部時間2月4日午前0時1分以降に通関された製品	
適用範囲	カナダ	エネルギー・エネルギー資源: 10% その他のすべての製品: 25%
	メキシコ	すべての製品: 25%
	中国	すべての製品: 10%

2月4日時点	カナダ	カナダが違法薬物への対策を表明、関税適用は1カ月延期へ
	メキシコ	メキシコが米国境への警備隊派遣を決定、関税適用は1カ月延期へ
	中国	米国は中国との協議を予定していると発表

米国 コロンビアへの関税政策(2025年1月下旬)

根拠法	国際緊急経済権限法(IEEPA)	
適用範囲	関税	全製品に即時 25% の関税 1週間後に 50% へ関税引き上げ
	ビザ	コロンビア政府職員に対する渡米禁止
	金融制裁	財務省による銀行・金融制裁を実施
その後の対応	コロンビアが米国からの不法移民送還に関して全面的に協力をすることを条件に関税の発動を見送ると発表(1月26日)	

注) 2025年2月4日時点。

出所) ホワイトハウスHP、各種報道より当社経済調査室作成

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は、投資環境等に関する情報提供のために三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。販売会社が投資勧誘に使用することを想定して作成したものではありません。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 各ページのグラフ・データ等は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の三菱UFJアセットマネジメント戦略運用部経済調査室の見解です。また、三菱UFJアセットマネジメントが設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。



三菱UFJアセットマネジメント

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会